続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
［18～33　略］	［18～33　同左］
34　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が１Ｗ以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、50μＷ以下である値とする。	34　22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が１Ｗ以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、50μＷ以下である値とする。
［35～72　略］	［35～72　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　［同上］
一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一　［同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
(3)　特性試験	(3)　［同上］
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	［同上］
ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	ア　［同上］
［表　別紙二　挿入］	［表　別紙一　挿入］
［注１～24　略］	［注１～24　同上］
［イ・ウ　略］	［イ・ウ　同上］
［二・三　略］	［二・三　同上］
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）	**別表第二号**　［同左］
第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書	第一　［同左］
［様式略］	［様式同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］